

議案第 126 号

平成 25 年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 平成 25 年度三重県伊賀市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 25 年度三重県伊賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第 1 款 水道事業収益	2,825,740 千円	9,540 千円	2,835,280 千円
第 1 項 営業収益	2,671,095 千円	630 千円	2,671,725 千円
第 2 項 営業外収益	154,645 千円	8,910 千円	163,555 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第 1 款 水道事業費用	2,736,012 千円	13,224 千円	2,749,236 千円
第 1 項 営業費用	2,218,762 千円	13,224 千円	2,231,986 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,257,209 千円」を「不足する額 1,256,551 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第 1 款 資本的支出	2,315,631 千円	△658 千円	2,314,973 千円
第 1 項 建設改良費	1,129,688 千円	△658 千円	1,129,030 千円

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	416,428 千円	△16,113 千円	400,315 千円

第5条 平成25年度三重県伊賀市水道事業会計予算第8条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用粉末活性炭購入	平成25年度から平成26年度まで	20,790千円
水道用ポリ塩化アルミニウム購入	平成25年度から平成26年度まで	7,776千円
検針票印刷	平成25年度から平成26年度まで	2,420千円
ゆめが丘浄水場清掃業務委託	平成25年度から平成26年度まで	4,040千円

平成25年12月4日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄